

明治期における条約の形式と締結手続き-「韓国併合条約」等無効説に関連して-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 海野, 福寿 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1525

明治期における条約の形式と締結手続き

——「韓国併合条約」等無効説に関連して——

海野福寿

要旨 韓国併合条約等の日韓間旧条約無効説を主張してきたソウル大学校教授李泰鎮は、雑誌『世界』1998年7・8月号掲載の「韓国併合は成立していない」上・下に次いで、1999年3月号に「韓国併合条約不成立再論——韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった——」を発表した。そこでは、国家の主要な主権の移譲に関する条約の形式は、「正式条約」でなければならないのにもかかわらず、日本が韓国に強制した諸条約は、その形式要件が欠けているので無効であると論じている。しかし、李泰鎮教授の分析は実証的裏付けが不十分なので、本稿では、明治期に日本が諸外国と結んだ条約例の検討を通じて、条約の形式と条約締結の手続き慣例を明らかにし、日韓間諸条約が内容的には不当であったにせよ、形式的には適法性を有していたことを論証し、李泰鎮説を批判した。

キーワード：韓国併合条約，大韓帝国，明治期，条約

1. はじめに

1997年6月4日、中国・延辺大学で開催された中朝日関係史学術討論会で、延辺大学中朝韓日関係史研究所所長金亀春教授は、「乙巳条約と高宗の回復主権的外交活動」と題する報告を行い、参加者に感銘を与えた。

「乙巳^{ウツツ}条約」とは、1905年（明治38年）11月17日、日本が大韓帝国（韓国）に調印を強制した「第2次日韓協約」のことである。金亀春教授は、締結したとされる「第2次日韓協約」に対して、高宗皇帝が、韓国と通商条約を結んでいた欧米列国政府に条約の無効を訴え続け、国権回復運動を展開したことに関する最近の研究成果¹⁾を紹介し、「第2次日韓協約」無効論を主張した。

「第2次日韓協約」のみならず、それを前提として結ばれた「韓国併合条約」等の条約はすべて無効である、という韓国・朝鮮民主主義人民共和国の伝統的主張の最大の根拠は、条約締結権者である韓国皇帝の承認（裁可）を経ず、日本側の強制により調印させられた条約である、という点である。これに加えて、1990年代の研究は、無効原因を強制調印に求めるだけでな

く、条約の形式および締結手続きに重大な瑕疵があることを指摘し、その点からも旧条約の当初からの無効、すなわち不成立を論ずるようになった。その先頭に立つのがソウル大の李泰鎮教授である。

李泰鎮教授は、「日本が韓国に強要した協定のうち、外交権と内政権の^(マツ)委譲、併合などに関する協定は、必ず正式条約の形式（全権委員の委任状、批准書交付）を採らなければならない対象であった」²⁾にもかかわらず、「1904年2月に露日戦争と同時に強要された日韓議定書から、韓国併合条約にいたるまでの韓日間の主要な5つの協定が、外交協定の基本要件上欠格が多いため、韓国併合は法的に成立したと見るのは難しい」³⁾と主張する。

李泰鎮説の論証部分は本文でおいおい言及するが、本稿では以下の諸点から李泰鎮説を再検討したい。

- ① 外交権・内政権（行政権）移譲、併合条約の形式は、全権委任状発給と批准書交換を伴う、いわゆる批准条約でなければならないとするのは妥当か。
- ② 日清戦争以前の日朝間諸条約（6件）だけが「正式条約」（批准条約）の手続きと形式を備えていた、という指摘は正しいか。

条約の締結手続き・形式は、それぞれ当事国の事情により相互に規定されるから一様ではなく、国際法上の規定があるわけでもない。本稿で取り上げるのは、明治期における日本の場合であることをあらかじめ断っておく。

2. 条約形式の3分類

外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手続ニ関スル制度』によれば、批准の要不要をはじめ条約締結手続きは、各国の政体・制度・国内法との関連によりさまざまであるが、「我国ニ於テハ、批准交換ノ形式ニ依リ締結スル条約ノ外ニ、陛下ノ裁可ヲ以テ締結スル国際約束ト、陛下ノ裁可ヲ仰グコトナク政府限リニテ締結スル国際約束」とがあり⁴⁾、次の3種の条約締結手続き・条約形式があるという⁵⁾。

第Ⅰ種「批准交換ノ形式ニ依リ締結スル条約」

第Ⅱ種「陛下ノ裁可ヲ以テ締結スル国際約束」

第Ⅲ種「陛下ノ裁可ヲ仰グコトナク、政府限リニテ締結スル国際約束」

（ローマ数字は筆者が付した）

ただし、同書の刊行は1924年（1936年改訂）であり、当初からすべての条約・国際約束がこれに該当するかどうかは疑問であるが、明治期の条約も基本的にはこれと同じであり、順次整序されつつあったと考えてよい。では、いかなる場合のいかなる条約が第Ⅰ種形式に属し、いかなる条約・国際約束が第Ⅱ種あるいは第Ⅲ種として扱われたのか、その基準を示す文献を知らないの、やむをえず明治期日本の主な条約例を検討し、帰納的に条約類型を求めると次

のようになる⁸⁾。

第I種形式条約の英文名称の多くはTreatyもしくはConventionであり、条約中に批准条項がある、いわゆる批准条約である。もっとも批准条約であればTreatyあるいはConventionであるという対応関係はなく、たとえば「日米両国難破船費用償還約定」Agreement concerning the reimbursement of certain specified expenses incurred in consequence of shipwrecks (1880年5月17日調印)の場合は、Agreementであるが批准条約であり、「全権委員トシテ日本国皇帝陛下ハ、外務卿正四位勲一等井上馨ヲ之ニ任ジ、米利堅合衆国大統領ハ、闕下ニ駐割セル合衆国特命全権公使ジョン・エー・ビンハムヲ之ニ任ジ」、両全権委員が記名調印、その批准条項にもとづいて、1881年6月16日、批准書交換、日本では同年9月28日に公布された。

第I種形式条約の前文には、天皇および相手国元首による全権委員任命が、末文にはその全権委員が記名調印することが記される⁹⁾。また、第I種形式条約の内容から言えば、①修好・通商条約、②講和条約、③領土条約であり、④多国間条約も原則的に第I種形式をとる⁹⁾。しかし、以上に限られるのではなく、たとえば「日露漁業協約」(1907年7月28日調印)は第I種形式の批准条約である。

条約締結を第I種によるか、他の形式にするかは、「国際法上、どのような条約形式にするかは、当事者間で自由に決定しうる事項であり、ある程度の慣行が認められるとしても、必ずしも内容が規定するわけではない⁹⁾」のである。

「日露漁業協約」は、駐露公使本野一郎とロシア外相イズヴォルスキー Aleksandr P. Izvol'skii (ほかにグバストフ外務次官 Konstantin A. Gubastov) との間で、「日露通商航海条約」(1907年7月28日調印)・「第1回日露協約」Convention de 1907 (1907年7月30日調印)と同時に並行的に交渉が行われたが、「日露漁業協約」と「日露通商航海条約」を全権委員任命と批准条項を有する批准条約としたのに対し、歴史的観点からすればより重要な内容を持つにもかかわらず「第1回日露協約」は批准条約とせず、第II種形式で処理した。

交渉中の1907年4月、林董外相は、ロシア側提案の「日露協約」前文中の文言を修正するよう、次のように本野公使に訓令した¹⁰⁾。

「本条約タル両国親密ノ関係ヲ示ス性質ノモノナルガ故ニ、帝国政府ハ人⁽⁷⁷⁾ヲ少シク其形式ヲ緩和シ、之ヲ締結スルニ全権委任状ニ依ラズ、唯特別ノ委任ヲ以テスルコトトシ、從テ其ノ批准又ハ批准交渉ノ規定ヲ設ケザルヲ可トス。之ガ為メ、条約前文ノ文句ニ左ノ修正ヲ加フルノ必要アリ。「日本国皇帝陛下」ヲ「日本国皇帝陛下ノ政府」トシ、「露西亞国皇帝陛下」ヲ「露西亞国皇帝陛下ノ政府」トス。(中略)条約ノ末文ハ左ノ如クナルベシ。「右証拠トシテ下名……ハ、各々自国政府ノ委任ヲ受ケ、本条約ニ署名捺印ス」。其ノ次ニ締結ノ場所及日付ヲ加フ」

ここでは、締結さるべき協定を日露皇帝による批准条約とせず、両国政府間の協定とし、したがって全権委任状および批准書交換を省略し、署名者は自国政府の委任によるものとする。

あるいは「第1回日英同盟協約」Agreement of Alliance of 1902（1902年1月30日調印）の場合も、日本政府が「該協約ハ批准ヲ要セス」¹¹⁾、「全権ハ今回ノ場合ニ於テハ……不必要」¹²⁾とし、訓令を受けた林董駐英公使がベルチー外務次官補と協議し、「全権ノ不必要」な条約締結に合意した¹³⁾。ただし、「英国政府ニシテ何等特別ナル理由アリテ、全権ヲ欲スル次第ナレバ、日本政府モ其意味ニ於テ天皇陛下ニ奏請ニ及ブベキ」¹⁴⁾と述べているから、日本側が必ずしも第II種に固執していたのではない。条約形式の選択は相互の合意による。

「日仏協約」（1907年6月10日調印）の場合も同様に、「厳格ナル形式ヲ避け、之ヲ締結スルニ全権委任状ニ由ラズ、唯特別ノ委任ニ由ルコトトシ、以テ其批准及批准交換ノ手續ヲ省略スルヲ可トス」¹⁵⁾という日本側提案をフランス側が同意し、第II種の協約が結ばれることになった。

これらは条約の形式が日露・日英・日仏間で協議され、第I種ではなく第II種が選択された例である。なぜ日本政府が第I種を避け、第II種形式の条約を望んだかは明らかでないが、枢密院への諮詢を通例とする批准条約から政治条約を排除する一般的傾向があったように思われる。

第II種形式は、天皇裁可を経た政府間協定として広範囲の条約に準用された形式である。英文名称としては Agreement, Arrangement, Accord が用いられる場合が多いが、「第2次日韓協約」のように Convention が用いられた例もある。第II種条約の標準的文型は、前文で締約国両政府が協定を結ぶことを記し、末文でそれぞれの政府から委任を受けた署名者が記名調印する、とするが、一部が省略されることもある。国家元首の裁可は国内行為であるから条約書には表れない。署名者の多くは、調印地が外国である場合は、その駐在大使・公使であり、調印地が本国である場合は外務大臣で、政府からの全権委任状発給はなく、「調印方取計フベキ旨ノ訓令ヲ発スルニ止マル」¹⁶⁾のが通例である。公表は外務省告示または『官報』彙報欄官庁事項で公示されるだけである¹⁷⁾。

「第2回日英同盟協約」Agreement of Alliance of 1905（1905年8月12日調印）の例を示そう¹⁸⁾。

（前文）「日本国政府及大不列顛国政府ハ、1902年1月30日、両国政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ、

（イ）（ロ）（ハ）……〔省略〕

ヲ目的トスル左ノ各条ヲ約定セリ」

（末文）「右証拠トシテ下名ハ、各其ノ政府ノ委任ヲ受ケ、本協約ニ記名調印スルモノナリ」

署名者は、「大不列顛国駐劄日本国皇帝陛下ノ特命全権公使林董」と「大不列顛国皇帝陛下

ノ外務大臣ランスタウン」であった。政府委任の署名者に対する全権委任状発給はなく、条約最終案が確定した8月11日、桂外相は林公使の「記名調印スルノ権限ヲ委任スル」上奏を行い¹⁹⁾、裁可を得て、同日、林あてに記名調印の訓令を打電した²⁰⁾。なお、交渉に先立ち同年5月24日の閣議は条約案を決定し、同日上奏、裁可を得ていた²¹⁾。『官報』による公示は「日露講和条約」との関係でやや遅れ、9月27日である。

第Ⅲ種形式は、批准はもとより裁可もなく、政府間で結ばれる条約・国際約束であり、交換公文・行政取極なども含むから、件数としてはもっとも多い。英文名称はMemorandumが多用されるが特定してはならず、たとえば「日本国及び墨西哥合衆国間医術自由開業に関する協定」Convention relative au Libre Exercice de la Profession de Médecin（1917年4月26日調印）は、Conventionの名称を付しているにもかかわらず、「閣議ヲ経タルノミニテ裁可及諮詢〔枢密院へ〕ナシ」²²⁾で処理された。

以上、明治期における条約形式の3類型を概観したが、ある条約が第Ⅰ種～第Ⅲ種のいずれに属するかは、李泰鎮教授が想定するように、その条約の内容や名称によってあらかじめ決まっているのではなく、当事者間の任意により締結手続き・形式が選定されるのが原則であることを確認した。なお、条約名の英文（欧文）名称と日本語名称とは画一的に対応するものではないことにも留意したい。たとえばConventionは、日本語名称では条約にも協約あるいは協定にも用いられている。外務省条約局第1課編『条約ノ締結、批准及公布ニ関スル調書』は、「Conventionヲ協定又ハ協約ト訳シタルハ、「条約」トシテ公布スルコトヲ避ケントスル用語ニ出デタルモノナルガ如シ」²³⁾と述べている。

3. 日朝・日韓間のⅠ形式（批准）条約

「日朝修好条規」Treaty of Peace and Friendship between the Empire of Japan and the Kingdom of Korea（1876年3月26日調印）から「韓国併合ニ関スル条約」Treaty regarding the Annexation of Korea to the Empire of Japan（1910年8月22日調印）までの間に、日本が朝鮮・韓国と結んだ条約は53件あるという²⁴⁾。そのうち主な条約を示したのが第1表である。

表示の条約中第Ⅰ種形式すなわち批准条約として確認できる条約は、(1)「日朝修好条規」と(4)「日朝修好条規続約」だけである（以下、本論文で条約名の前に付した番号は第1表で表示したものである）。

李泰鎮教授は、「開港～清日戦争間の韓日間諸条約の具備要件一覧表」²⁵⁾を示し、「この表によると、朝日修好条規から漢城条約までの6回〔第1表所掲条約番号(1)～(6)と同じ〕は、すべて委任状発布およびこれの確認、批准書またはこれに代わる国書の発給がなされた」、「日本側のこのような協商姿勢は、国際法上または国際慣例上、正当なものであった」²⁶⁾と言う。

第1表 日本と朝鮮・韓国との主な条約の形式

条約名（日本の通称）	調印年月日	条約前文の主語	全権委任状の有無	批准条項の有無	署名者（全権委員）		批准書交換年月日	公表年月日（日本）
					日本側	朝鮮・韓国側		
(1) 日朝修好条規	1876. 2. 26	日本国政府／朝鮮国政府	あり	なし	参議開拓長官黒田清隆ほか1	判中枢府事申櫛ほか1	(批准) 1876. 2. 27(朝) 1876. 3. 22(日)	1876. 3. 22 (太政官布告)
(2) 日朝修好条規付録・通商章程	1876. 8. 24	日本国政府／朝鮮国政府	あり	なし	理事官外務大丞宮本小一	講修官議政府堂上趙寅熙		1876. 10. 14 (太政官布告)
(3) 濟物浦条約	1882. 8. 30	日本国／朝鮮国	あり	なし	駐朝弁理公使花房義質	領議政致仕李裕元		
(4) 日朝修好条規統約	1882. 8. 30	日本国／朝鮮国	あり	あり	駐朝弁理公使花房義質	領議政致仕李裕元	1882. 10. 31	1882. 11. 22 (太政官布告)
(5) 日本人民貿易規則等	1883. 7. 25	—	(あり)	なし	駐朝弁理公使竹添進一郎	督弁交渉通商事務関泳穆		1883. 10. 15 (太政官布告)
(6) 漢城条約	1885. 1. 9	大日本国大皇帝／大朝鮮国大君主	あり	なし	外務卿井上馨	左議政金宏集		1885. 1. 21 (太政官告示)
(7) 日朝暫定合同条款	1894. 8. 20	大日本・大朝鮮両国政府	なし	なし	駐朝公使大鳥圭介	外務大臣金允植		
(8) 大日本大朝鮮両国盟約	1894. 8. 26	大日本・大朝鮮両国政府	なし	なし	駐朝公使大鳥圭介	外務大臣金允植		1894. 9. 11 (官報掲載)
(9) 日韓議定書	1904. 2. 23	(注1)／(注2)	なし	なし	駐韓公使林権助	外部大臣臨時署理李址鎔		1904. 2. 27 (官報掲載)
(10) 日韓協約	1904. 8. 22	—	なし	なし	駐韓公使林権助	外部大臣署理尹致昊		1904. 9. 5 (官報掲載)
(11) 韓国通信機関委託ニ関スル取極書	1905. 4. 1	日本国政府／韓国政府	なし	なし	駐韓公使林権助	外部大臣李夏栄		1905. 4. 28 (官報掲載)
(12) 日韓協約	1905. 11. 17	日本国政府／韓国政府	なし	なし	駐韓公使林権助	外部大臣朴齊純		1905. 11. 23 (告示)
(13) 日韓協約	1907. 7. 24	日本国政府／韓国政府	なし	なし	統監伊藤博文	内閣総理大臣李完用		1907. 7. 25 (官報掲載)
(14) 韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書	1909. 7. 12	日本国政府／韓国政府	なし	なし	統監曾瀬荒助	内閣総理大臣李完用		1909. 7. 24 (統監府告示) 7. 31 (官報掲載)
(15) 韓国警察事務委託ニ関スル覚書	1910. 6. 24	日本国政府／韓国政府	なし	なし	統監寺内正毅	内閣総理大臣臨時署理朴齊純		1910. 6. 24 (統監府告示) 6. 30 (官報掲載)
(16) 韓国併合ニ関スル条約	1910. 8. 22	日本国皇帝陛下／韓国皇帝陛下	あり	なし	統監寺内正毅	内閣総理大臣李完用		1910. 8. 29 (公布)

外務省編『日本外交年表並主要文書』上、外務省条約局編『旧条約彙纂』3巻、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上より作成。

(注1) 「大日本帝国皇帝陛下ノ特命全権公使林権助…ハ相当ノ委任ヲ受け」

(注2) 「大韓帝国皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍参将李址鎔ハ…相当ノ委任ヲ受け」

明治期における条約の形式と締結手続き

李泰鎮論文の目的は、「清日戦争前の正常な韓日間諸協定」の論証にあるのではなく、日本の朝鮮侵略が本格化した「1904年2月〔日清開戦〕から1910年8月〔韓国併合条約調印〕までの関連5協定〔第1表の9～13、16〕が、全権委任状と批准書を欠いたものは世界条約史と韓日間協定史、どちらの側に照らし合わせてみても、異例的な、破格の例であったという事実²⁷⁾を明らかにし、これらの条約が「決して成立したものと見ることはできない²⁸⁾」ことを主張する点にある。

では、李泰鎮教授が行った論証が事実に符合するかどうか再検討しつつ、前項で述べた条約の3類型に即して見てみよう。

まず(1)「日朝修好条規」から。1875年(明治8年)12月9日、参議黒田清隆が特命全権弁理大臣に任命され²⁹⁾、次いで12月27日、元老院議官井上馨が特命副全権弁理大臣を命ぜられた³⁰⁾。朝鮮側全権委員は、交渉開始直前の1876年1月30日に接見大官に任命された御営大将申樞、接見副官に任命された礼曹判書尹滋承である³¹⁾。

正式会談は2月11日から始まるが、翌12日に、日本側は条約案および批准書案を示し、早期調印を迫った。以後、非公式折衝を含む交渉が行われ、27日(調印書の日付けは26日)の調印に至る。その間、朝鮮国王の批准書の形式をめぐる、国王親署と国璽押印の前例がない朝鮮側の反対により紛糾したが、最終的には批准書には朝鮮国王姓諱を親署せず「朝鮮国君主之寶」を新鑄して鈐し、条約調印と同時に日本側に手交されることになった³²⁾。

条約前文には、「日本国政府ハ、特命全権弁理大臣陸軍中將兼参議開拓長官黒田清隆、特命副全権弁理大臣議官井上馨ヲ簡ミ、朝鮮国江華府ニ詣リ、朝鮮国政府ハ判中枢府事申樞、都摠府副摠管尹滋承ヲ簡ミ、各奉ズル所ノ論旨ニ遵ヒ、議立セル条款ヲ左ニ開列ス」とある。全権委員任命者があたかも両国政府であるかのようであるが、当初、日本側が提示した原案前文の主語は、「大日本国皇帝陛下」と「朝鮮国王殿下」であった。しかし、「皇帝陛下ト称シ、国王殿下ト称ス、差等アルニ似タリ。因テ日本国政府、朝鮮政府ト改メタシ³³⁾」という朝鮮側の国家元首の尊称削除の要求をいれて修正した結果である。全権委任状発給者が政府ではなく、天皇と朝鮮国王であることは言うまでもない。

また、「修好条規」には批准条項がないが、朝鮮国王の批准書は、調印と同時に日本側が受領し、条約第12款に「右議定セル十一款ノ条約、此日ヨリ両国信守遵行ノ始トス」と記して即日実施とした。天皇の批准は3月22日であり³⁴⁾、同日、太政官布告第34号により公布されたが、朝鮮への批准書伝達は遅れ、(4)「日朝修好条規続約」締結のため渡朝した外務大丞宮本小一理事官が、7月31日、礼曹判書金尚鉉に手交した³⁵⁾。批准書交換は同時ではなく変則的であったが、こうして行われた。

(4)「日朝修好条規続約」Additional Convention(1882年8月30日調印)もまた批准条約である。「続約」は、壬午軍乱の善後約定である(3)「済物浦条約」交渉と並行して行われ、

同時に調印されるが、条約形式としては両者は明確に区別され、「統約」だけが批准を要する条約とされた³⁶⁾。

壬午軍乱発生（1882年7月23日）に先立つ1882年4月25日、天皇は朝鮮国駐劄弁理公使花房義質に通商条約締結交渉の全権を与える委任状を交付し³⁷⁾、朝鮮側も、經理機務衙門事金輔鉉を全権大官に、同金宏集を全権副官に任命し、6月5日から会商が行われたが、壬午軍乱により交渉が中断されたいきさつがある³⁸⁾。「統約」締結交渉は、その継続と見なしたのである。

8月30日調印の「統約」前文の主語はあいまいで、全権委員任命の記述もないが、末文には「両国全権大臣各々諭旨ニ拠リ、約ヲ立テ印ヲ蓋シ、更ニ批准ヲ請ヒ、二個月ノ内（日本明治十五年十月、朝鮮開国四百九十一年九月）日本東京ニ於テ交換スベシ」とあり、批准条約であることを明記している。署名者は(3)「済物浦条約」と同じく、日本側は弁理公使花房義質、朝鮮側は全権大臣李裕元、全権副官金宏集である。天皇は、10月30日、これを批准し、併せて批准書交換の全権を外務卿井上馨に与えた。これにもとづき井上は、翌31日、来日中の特命全権大臣兼修信使朴泳孝・副大臣金晩植と批准書を交換、太政官は11月22日、太政官布告第54号により「統約」を公布した³⁹⁾。

以上の2件、つまり(1)「日朝修好条規」と(4)「日朝修好条規統約」だけが日朝間に結ばれた批准条約であるが、李泰鎮教授は、このほか、(2)「日朝修好条規付録及通商章程」Appendix to the Treaty of Amity and Friendship（1876年8月24日調印）、(3)「済物浦条約」（1882年8月30日調印）、(5)「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」Regulations under which Japanese Trade is to be conducted in Corea（1883年7月25日調印）、(6)「漢城条約」Convention between Japan and Corea, for the Settlement of Differences between the two Countries（1885年1月9日調印）なども批准条約またはそれに准ずる形式の条約と見なしている。しかし、前述の2件の批准条約と対比してみると、締結手続き・条約形式上に明らかな差異があり、批准条約と見ることはできない。

(2)「日朝修好条規付録及通商章程」は、朝鮮開国後の通商規程を定めた条約であるが、交渉にあたった日本側代表は外務大丞宮本小一である。太政官は、1876年6月8日、宮本に理事官として朝鮮国差遣を命じ⁴⁰⁾、6月28日、「朝鮮国ニテ政府委任ノ重官ト協議決定スベキ」委任状を与えた⁴¹⁾。宮本が交渉相手とすべき朝鮮側代表は「議政府ノ印アル委任状ト金尚鉉〔礼曹判書〕ヨリ下官へ宛タル照会文ヲ持参シタル官員」⁴²⁾とされ、実際に議政府堂上趙寅熙が特差講修官として任に就いた⁴³⁾。ここで注目されるのは、当初から両国政府委任の官員を交渉担当者としていることである。したがって天皇・朝鮮国王から全権委任状が発給されることはなく、宮本には太政官委任状、趙寅熙には議政府伝教牒本が交付された⁴⁴⁾。

交渉は8月5日から始まり、同月24日に宮本小一・趙寅熙が「修好条規付録」および「朝

鮮国議定諸港ニ於テ日本国民貿易規則」に記名調印した⁴⁶⁾。「修交条規付録」前文に、「日本国政府ハ、理事官外務大丞宮本小一ニ委任シ、朝鮮国京城ニ詣リ、朝鮮国政府ハ、講修官議政府堂上趙寅熙ニ委任シ、相会同シテ議立スル條款左ニ開列ス」とあるように、政府間協定として締結された。したがって批准条項はなく、調印即日実施された。李泰鎮教授が作成した、前述の「開港～清日戦争間の韓日間諸条約の具備要件一覧表」には、7月31日に批准書伝達とあるが、この批准書は前述のように(1)「日朝修好条規」の日本側批准書のことで、(2)の「付録」に対する批准書ではない。(2)「日朝修好条規付録」等の調印は8月4日(24日の誤り)であるから、調印以前に批准書が伝達されることはあり得ない。李泰鎮教授の誤認である。

「日朝修好条規付録」等は、10月14日、太政官布告第127号として公布された。

(3)「済物浦条約」の交渉は、前述の(4)「修好条規統約」と連動しており、すでに全権委任状の交付を受けていた花房義質弁理公使が、壬午軍乱処理の委任を政府から受けた⁴⁶⁾ことと重なり、やや複雑な様相を呈する。ソウルに入京した花房は、8月20日、朝鮮国王に謁見し、朝鮮側全権委員の任命を要請し許可を得た⁴⁷⁾。27日、朝鮮政府は領議政李裕元を全権大臣に、戸曹參判金宏集を副官に命じ、政院伝教膳本の交付を花房に伝えた。朝鮮側の委任状も政府発給のものである。

8月30日、(4)「日朝修好条規統約」とともに(3)「済物浦条約」に両国全権委員が記名調印した。前者は批准条約であったが、後者は批准書交換を要せず政府間協定とした。李泰鎮教授によれば、「壬午軍乱時に日本が負った被害に対して朝鮮が賠償することであったために、賠償行為自体を批准するということが国家の威信に傷をつける行為⁴⁸⁾という理由から批准を避け、批准に代えて国書提出をもってしたと言う。同年10月に来日した全権大臣兼修信使朴泳孝は天皇に謁見して国書を奉呈した⁴⁹⁾(10月19日)が、それは「済物浦条約」第6項の「朝鮮国ハ特ニ大官ヲ派シ、国書ヲ修シ、以テ日本国ニ謝スル事」によるものであり、国書を批准書に等置することはできない。批准条約における批准書交換は、「交換」に意味があり、一方からの文書提出だけでは外交行為としての批准の意味を持たない。

かりに使臣派遣による国書提出が批准書交換に代わりうるとすれば、(9)「日韓議定書」Protocol(1904年2月23日調印)について、調印後に報聘使として来日した李址鎔が1904年4月25日に国書を奉呈しているから、「日韓議定書」も批准条約に準ずると言わねばならないであろう。そうだとすれば、李泰鎮教授が主張する、日清戦争以降における諸条約の法的欠陥性の指摘の一角を自ら崩すことになる。

(5)「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則(朝鮮文「通商章程統約」)・朝鮮国海関税目」Regulations under which Japanese Trade is to be conducted in Corea. Import and Export Trade of Corea(1883年7月25日調印)は、前年、朝鮮がアメリカ・イギリス・ドイツと修好通商条約を締結し、通商基準が整備されたことを受けて改訂を余儀なくされた日朝間通商章

程として締結された。

1883年3月、外務卿井上馨は、駐朝弁理公使竹添進一郎に通商章程交渉の訓令を与えたが、通商章程は基本的な国家間条約であるため井上は、4月、交渉権限の付与を三条太政大臣を通じて奏請し、裁可を得た⁵⁰⁾(28日)後、竹添公使に「通例之手續キヲ以テ」交渉することを委任した。竹添は、朝鮮国雇傭の協弁交渉通商事務メレンドルフ(穆麟徳) Paul Georg von Moellendorff との協議を経て、「朝鮮政府委任之全権大臣」⁵¹⁾に任じられた督弁交渉通商事務関泳穆らと7月18日から交渉を開始し、7月25日、「貿易規則」・「海関税則」に竹添と関泳穆が記名調印した。両条約とも前文はなく、「貿易規則」末文に、「右証拠トシテ両国ノ全権大臣、此条約ニ名ヲ記シ、印ヲ調スル者也」とあり、「海関税則」末文もまた、「右証拠トシテ両国ノ全権大臣、此税目ニ名ヲ記シ、印ヲ蓋スル者也」としている。

これらは政府間協定であるから批准条項はないが、「貿易規則」第42款に「此規則ハ調印ノ日ヨリ百日内ニ日本・朝鮮両政府ノ允准ヲ経ベキモノニシテ、右百日経過ノ後、直チニ之ヲ実践ス可シ」とあり、9月27日に両国政府允准、10月15日太政官布告第34号により発効した⁵²⁾。調印後100日の期間をおいて確認したのは政府允准であり、批准ではない。

(6)「漢城条約」Convention between Japan and Corea, for the Settlement of Difference between the two Countries もまた「明治十七年京城暴徒事変〔甲申政変〕ニ関スル善後約定」であるが、竹添公使が政変に深くかかわっていたことに加えて、事変の鎮圧に清国軍が出動したことで善後策は複雑化した。

日本政府は、1884年12月4日のクーデター発生(8日鎮静化)から2週間後の12月19日の閣議で対応策を決定した。それにもとづいて外務卿井上馨が特派全権大使として朝鮮に赴くことを命ぜられ、21日、朝鮮国王への国書および対朝鮮・対清国交渉のための全権委任状が天皇から下付された。1885年1月3日、ソウルへ入京した井上は、6日、国王に謁見し、国書と全権委任状漢訳文抄本を奉呈、会商開催を要請した⁵³⁾。

朝鮮側でも、6日、左議政金宏集を特派全権大臣に任命、国王が全権委任状を下付し、7日から両国全権委員による会商が開始された。冒頭、全権委任状提示にあたり、金宏集の全権委任状中に「日本公使誤聴其謀、進退失拠」云々とあるのを不当とした井上は、その削除あるいは修正を求め、翌8日、修正された再提示の全権委任状を確認した⁵⁴⁾。交渉はいきなり善後条約案の審議となり、その日のうちにほぼ合意に達し⁵⁵⁾、9日、井上と金宏集が調印書に記名調印した。条約は、前文で「大日本国大皇帝……特派全権大使伯爵井上馨ヲ簡ビ、大朝鮮国ニ至リ便宜弁理センメラル。大朝鮮国大君主……金宏集ニ委ヌルニ全権議処ノ任ヲ以テシ、命ズルニ懲前懲後ノ意ヲ以テセラル……茲ニ全権ノ文憑ニ拠リ、各々名ヲ簽シ印ヲ鈐スル左ノ如シ」として、両国国家元首が任命した全権委員による調印であることを記している。

(3)「済物浦条約」の前例と比べて、天皇が全権委任状を発するのは異例であるが、竹添公

使が事件に関係していたため、交渉を担当させることができず、井上外務卿を特派全権大使として派遣せざるを得なかったためであろう。また、同時並行的に対清国交渉もありうることを予想したことも天皇発給の全権委任状につながったものと思われる。しかし、事件の原因・経過の究明を避け、早期收拾を図った日本側は調印を急ぎ、「済物浦条約」に倣って、「朝鮮国国書ヲ修メテ日本国ニ致シ謝意ヲ表明スル事」を含む5項目の条約とし、批准を省略した。したがって「漢城条約」は、天皇・朝鮮国王の全権委任状発給はあったが、批准条約ではない。「漢城条約」が1月21日に太政官告示として公表された後の2月20日、朝鮮国欽差大使徐相雨・副使穆麟徳（メレンドルフ）が参内し、条約で定めた謝罪の国書を奉呈した。李泰鎮教授は、この国書を批准書に「代置」するものと見なすが⁵⁶⁾、「済物浦条約」の事後措置と同様、批准書に代わるものとは見ることができない。

このように、李泰鎮教授が批准条約あるいは批准条約に準ずると見た(2)(3)(5)(6)の4件の条約は、いずれも第I種形式条約ではなく、第II種形式条約である。1890年代以降の政府間条約調印委任の訓令が文書の全権委任状を伴わないのに対して、(2)(3)(5)(6)の場合は政府（(6)のみ天皇）から全権委任状が発給されているのは次のような事情によるものと考えられる。

当時、駐朝日本外交使節を代表するのは、特命全権公使より階級が低い弁理公使（1880年4月任命の花房義質弁理公使より1893年7月任命の大鳥圭介特命全権公使まで）であり、朝鮮側の駐日公使も1887年6月派遣の関泳駿弁理大臣（前年3月任命の李憲永弁理大臣は病気のため赴任せず）が最初であり、1880年代は相互の常駐外交使節団制度が確立されていなかったことと関係しているのではなからうか。

李泰鎮説によれば、国家主権にかかわるすべての条約は「正式条約」（批准条約をいう）でなければならないと言うが、日清開戦以後の日朝・日韓間の諸条約には、批准条約である第I種条約は1件も存在しない。本来、批准条約の形式をとるべき(16)「韓国併合ニ関スル条約」も、形式的には第II種形式条約である。韓国併合条約締結過程と李泰鎮教授の条約無効説の問題点については別稿⁵⁷⁾で述べたが、詔勅の形式をとった、李完用首相に対する全権委任状は、調印当日の1910年8月22日の御前会議で皇帝から下付された。その全権委任状には、皇帝が「韓国ノ統治ヲ挙ゲテ之ヲ朕ガ最モ信賴スル大日本国皇帝陛下ニ譲与スルコトヲ決シタリ」と記され、さらに条約第8条は、「本条約ハ、日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ裁可ヲ経タルモノニシテ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」としている。調印後の批准と批准書交換を避けるため、事前裁可の形式が選ばれたのである。

一方、寺内正毅統監は、8月20日、李完用らとの事前折衝の結果、合意した条約案を小村寿太郎外相に電送し、「予メ御裁可ヲ仰ギタク」奏請を求めた⁵⁸⁾。それにより、22日午前に開催された枢密院会議への諮詢を経て天皇が裁可し、併せて寺内への全権委任を決定した。

「韓国併合ニ関スル条約」前文には、「日本国皇帝陛下ハ、統監子爵寺内正毅ヲ、韓国皇帝陛

下ハ、内閣総理大臣李完用ヲ各其ノ全権委員ニ任命セリ。因テ右全権委員ハ会同協議ノ上、左ノ諸条ヲ協定セリ」とあり、末文は「右証拠トシテ両全権委員ハ、本条約ニ記名調印スルモノナリ」とあり、第Ⅰ種条約の文型を示しているが、条約に批准条項はない。

同条約は、8月29日付け『官報』号外「条約」欄で、「朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル韓国併合ニ関スル条約ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム」という上諭を付した条約第4号として公布された。

4. 日朝・日韓間の第Ⅱ種・第Ⅲ種形式条約

天皇の裁可を経て、日本政府が外国政府と締結する条約である第Ⅱ種条約と、天皇の裁可なしに政府間協定として締結する条約・国際約束である第Ⅲ種条約とを明確に区分することはそう簡単ではない。なぜならば、いつ、いかなる内容の条約を天皇が裁可したかを示す史料の根拠があいまいだからである。

外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』（1924年）付表第3「国際約束ノ枢密院関係先例」をもとに、日朝・日韓間諸条約を分類したのが第2表である。この資料は条約を網羅的に採録したものではないが、裁可前に枢密院に諮詢されたA条約は、(16)「韓国併合ニ関スル条約」1件だけである。同条約は批准条約に準ずる手続きを踏んだが、

第2表 第Ⅱ種・第Ⅲ種形式の日朝・日韓間条約の例

第Ⅱ種形式	A	批准ヲ要セザル国際約束ニシテ枢密院ニ諮詢セラレタルモノ（1件）	韓国併合ニ関スル条約（1910. 8. 22）
	B	批准ヲ要セザル国際約束ニシテ調印後〔枢密院に〕報告セラレタルモノ（4件）	<ul style="list-style-type: none"> 日韓議定書（1904. 2. 23） 韓国通信機関委託ニ関スル取極書（1905. 4. 1） 韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書（1909. 7. 12） 韓国警察事務委託ニ関スル覚書（1910. 6. 24）
	C	調印前、裁可ノ手續ヲ履メルモノ（4件） （枢密院に提出されない）	<ul style="list-style-type: none"> 絶影島地所借入約書（1886. 1. 31） 大日本大朝鮮両国盟約（1894. 8. 26） （第2次）日韓協約（1905. 11. 17） 日本朝鮮両国通漁規則（1889. 11. 12）
第Ⅲ種形式	D	裁可又ハ上奏ヲ執ラザリシモノ（7件） （枢密院に提出されない）	<ul style="list-style-type: none"> 月尾島地所借入約書（1891. 1. 21） 暫定合同條款（1894. 8. 20） 訴訟事務ニ関スル日韓取極（1897. 4. 14） （第1次）日韓協約（1904. 8. 22） 在韓外国人民ニ対スル警察事務ニ関スル協定（1909. 3. 15） 仁川・釜山及元山清国居留地規定（1910. 3. 11） 在朝鮮各国居留地廃止ノ実施期日ニ関スル外交文書（1914. 3. 26, 3. 27）

外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』（1924年）より作成。

条約名称は原則として外務省条約局『旧条約彙纂』3巻（1934年）による。

左欄の形式およびA, B, C, Dは筆者が付した。

第Ⅱ種の特種な事例であることは前述した。

日韓間のその他の条約で裁可を要する第Ⅱ種形式の場合、調印前に枢密院への諮詢はないのが通例であった。一般的には、「政治的条約ニシテ……批准条項存セザルモノハ、其ノ調印前、調印ノ御裁可ヲ奏請シ、右ニ付調印前ニ枢密院ニ御下問アラセラルルヲ本則トスベキニ拘ラズ、従来、調印ノ御裁可ハ奏請スルモ枢密院ニ付議セラレズ、直ニ調印権限ノ御委任ヲ賜ハリ、調印後発表前、枢密院ニ報告セラレタル場合多ク、而シテ枢府ノ反対ヲ緩和スル為、特ニ枢密院ニ勅語ヲ賜ハルヲ例トス」という⁶⁰⁾。つまりBに属する手続きが多いのである。

(9)「日韓議定書」Protocolも調印後に枢密院へ報告されたB条約例であるが、同条約が『官報』彙報欄で公示された1904年2月27日、枢密院副議長東久世通禧ほか14人の枢密顧問官が、「今回、日韓間条約締結ノ事アルヤ、当局大臣ハ記名調印ノ前、之ヲ枢府ノ議ニ附セラレムコトヲ奏請スルコト無ク、又特ニ旨ヲ仰グコト無クシテ単ニ事後ノ顛末ヲ報告スルノ所為ニ出デタリ」と上奏し⁶⁰⁾、調印前に枢密院への諮詢を求めなかった政府の失当を批判した。しかし、東久世らの要請にもかかわらず、以後においてもB（調印後の報告）あるいはC（調印前に裁可のみで枢密院には提出されない）の第Ⅱ種形式が慣例化した。これは日韓間条約に限らず、韓国以外の外国と日本との政治条約でもそうである。

「日韓議定書」案に対する天皇裁可は調印（2月23日）直前である。22日、小村外相は「議定書ハ御提出ノ成案通りニテ裁可ヲ得タルニ付、速ニ調印セラルベク」⁶¹⁾という訓令を林樞助駐韓公使に与えている。

ちなみに、当初、密約として準備された「日韓議定書」は、1904年1月段階では全権委任状を要する第Ⅰ種形式が考えられていたようで、韓国皇帝は委任状を下付し、林公使も委任状発給を政府に要請したが、のちに韓国側の求めにより委任状は不要となった。このため林は、あらためて「調印ノ全権ヲ電報ニテ与ヘラル様」小村外相に要請した⁶²⁾。ここでは天皇から下付される全権委任状と自国政府からの全権委任とは明確に区別されている。

以下の3件の条約は、韓国行政権の一部を日本へ移譲することを取り決めたものである。(11)「韓国通信機関委託ニ関スル取極書」Agreementについて、『明治天皇紀』は、「韓国駐劄特命全権公使林樞助と韓国外部大臣李夏榮と商議せしむる所あり、是の日〔1905年4月1日〕二人は取極書の調印の交換を了す。仍りて二十八日之れを公表す」⁶³⁾とだけ記し、枢密院への報告には触れていないが、(14)「韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書」Memorandum concerning the Administration of Justice and Prison in Coreaは、調印後の7月24日、枢密院会議に報告、桂首相と枢密院議長に転じた伊藤博文が「説明」に当たり⁶⁴⁾、10月12日の枢密院会議では、それに伴う「統監府裁判所令」など法令制度を審議した⁶⁵⁾。(15)「韓国警察事務委託ニ関スル覚書」の場合も、調印後の6月28日、枢密院会議に桂首相による「覚書」説明があり、統監府警視・警部の任用・分限など4件の関連事項が審議され、同日、「統監府警察

官署官制」と併せて裁可公布された⁶⁶⁾。

第2表から抜け落ちているが、(13)「第3次日韓協約」Agreement (1907年7月24日調印)も、調印後(25日)に枢密院に報告されているので第Ⅱ種形式B条約である⁶⁷⁾。ただし調印前に成案を閣議で承認し、裁可を奏請することはなかった。外務省編『日本外交年表並主要文書』上の年表によると、1907年7月12日「韓国内政の全権掌握に関する日韓協約の件を裁可」とある⁶⁸⁾。この日の裁可とは、「帝国政府ハ、現下ノ機会ヲ逸セズ韓国内政ニ関スル全権ヲ掌握センコトヲ希望ス。其ノ実行ニ付テハ、実地ノ情況ヲ参酌スルノ必要アルニ依リ、之ヲ統監ニ一任スル⁶⁹⁾」閣議決定の「方針」であり、条約案ではない。条約案は急きよ渡韓した林董外相と伊藤統監との協議により作成され、24日午前1時20分、伊藤が西園寺首相に案文を伝送しただけで、その返電を待たずに、同日、「統監侯爵伊藤博文」と「内閣総理大臣李完用」が記名調印する「第3次日韓協約」が結ばれた。

調印前に裁可はあるが、枢密院に報告されなかった第Ⅱ種Cに属する(12)「第2次日韓協約」Convention (1905年11月17日調印)の裁可も、条約成案に対するものではない。11月17日の「交渉」時に、日本側の原案に対し韓国大臣・皇帝の文言修正要求をいれた伊藤が、直ちに筆を執って修正を施し、その場で「特命全権公使林権助」と「外部大臣朴齊純」が記名調印した。調印後(18日午前2時35分発)、林は調印済みを桂外相に報告⁷⁰⁾、同日中に条約文⁷¹⁾、「日韓協約調印事情報告」⁷²⁾、「日韓協約案中修正箇所ニ関シ報告」⁷³⁾を外相に伝送した。これらはいずれも報告であり、条約の承認を求めた請訓ではない。

「第2次日韓協約」に対する裁可は、いつ、どのようになされたのか。10月27日の閣議は、「韓国保護権確立実行ニ関スル」具体的手順と条約案を決定し、同日、裁可を得た⁷⁴⁾。これが『日本外交文書』に現れる唯一の「第2次日韓協約」裁可の記録である。その裁可には条約原案も含み、また、締結手続きと条約形式について政府間協定である第Ⅱ種とし、「条約締結ノ全権ハ林公使ニ委任スルコト」を決定した。つまり第Ⅰ種の批准条約とはしないので、天皇に全権委任状発給を奏請せず、駐韓林公使に対する全権委任は政府委任とするという意味である。

以後、日本政府の条約締結方針はこの決定にもとづいて進められ、その目的を達成する。坂元茂樹教授は、「交渉時においてこうした点〔条約の形式〕が伝えられたり議論されたりした形跡はない⁷⁵⁾」と言うが、11月15日に内謁見した伊藤博文特派大使が皇帝に「直ニ外部大臣ヲ御召シアリテ林公使ノ提案ニ基キ直ニ協議ヲ纏メ、調印ノ運びニ取計フベキ旨勅令ヲ下サレタシ」と求め、さらに「締結ニ必要ナル条件ハ、我代表者〔林公使〕ヲシテ公式ヲ履ンデ貴国当局〔外部〕ニ交渉セシムベシ。此等ノ事、博文ノ任務ニアラズシテニ外交官ノ権能ニ属」すと述べていることは、林公使一朴齊純外相による政府間協定の締結交渉の開始を要請したものと解される。

あるいは李泰鎮教授は、「特使伊藤博文が高宗皇帝に謁見した席で韓国側全権委員を詔勅に

よって任命するよう要請したのも、この協定を可能な限り正式条約として成立させることを望んでいたという証拠である。しかし高宗皇帝は最後までこれに応じ「なかつた」として、「外交権移譲のような重要な事実を扱う外交協定として」、「全権委員の委任状や協定文に対する皇帝の批准書が発給されておらず」「要件不備である」ことの証拠とする⁷⁹⁾。しかし、李泰鎮教授が典拠とした「伊藤大使内謁見始末」⁷⁹⁾の限りでは、伊藤が皇帝に求めたのは文書による詔勅や全権委任状ではなく、朴齊純外相をして交渉に当たらせ調印する勅命であった。皇帝に威迫を加えた状況下で全権委任状を強請することも不可能ではなかつたと思われるが、すでに日本政府は第Ⅱ種形式の条約締結方針を決定していたから、その必要を認めなかつたのである。皇帝もまた「外部大臣ハ公使ト交渉ヲ重ネ、其結果ヲ政府ニ提議シ、政府ハ其意見ヲ決定シタル上、朕ノ裁可ヲ求ムルニ至ルベシ」、「速ニ其措置ヲ執ルベシ」⁷⁹⁾と答えるほかなかつた。李泰鎮教授のいう、伊藤の詔勅発布要請と皇帝の拒否説は史料の誤読であろう。

第2表の第Ⅱ種Cには、そのほか3件の条約が挙げられている。そのうち「絶影島地所借入約書」(1886年1月31日調印)は、1885年11月、海軍卿川村純義が、海軍用石炭庫敷地として釜山湾内の絶影島に地所4900坪借り入れを天皇に「上請」し、11月20日、「上裁」を経た上で、海軍省が外務省に朝鮮政府との交渉を依頼、1886年1月31日、臨時代理公使高平小五郎と督弁交渉通商事務金允植とが「借入約書」に調印したものである⁷⁹⁾。

(8)「大日本大朝鮮両国盟約」Treaty of Alliance between Japan and Coreaは、日清戦争時の日朝攻守同盟条約である。開戦後、日清間の抗争が累を朝鮮に及ぼすことを恐れる政府・大院君が、日清両軍の朝鮮撤退の周旋を駐朝欧米列強の代表に内談するなどの反日的行動を察知した陸奥宗光外相は、1894年8月13日、駐朝公使大鳥圭介に日朝盟約の締結を訓令し、大鳥が作成した「日韓両国ハ清国ニ対シ攻守同盟ノ位地ニ立チシヲ明カニシタル」条約案を政府が承認し、8月26日、「特命全権公使大鳥圭介」と「外務大臣金允植」が調印した⁸⁰⁾。

陸奥は、「今一つの国際条約の効力に依り、一面には彼らが一個独立の邦国として公然いずれの国とも攻守同盟をなすべき権利あるを表彰すると同時に、他の一面には堅く彼らを我が手中に繋留し敢えて他顧する所莫らしむるため、一挙兩得の策に出でたるに外ならず」⁸¹⁾と両国盟約の効果を位置づけている。

盟約前文は、「大日本大朝鮮両国政府」が主語で、条約目的を記した後、「両国大臣ハ各々全権委任ヲ奉ジ訂約シタル條款左ニ開列ス」とし、本文第3条で「両国全権大臣記名調印シ、以テ憑信ヲ昭ニス」と記している。

天皇がいつこれを裁可したか、現在のところ不明である。

「日本朝鮮両国通漁規則」Regulations between Japan and Corea, respecting Fisheriesは、日朝両国近海における両国漁船の漁業税・取り締まり規則を定めたもので、1886年から懸案となっていたが、1889年11月12日、代理公使近藤真鋤と督弁交渉通商事務関種黙が記名調

印した条約である。その前文には「……日本政府ハ代理公使近藤真鋤ニ委任シ、朝鮮政府ハ督弁交渉通商事務閑種黙ニ委任シ、各委命ヲ奉ジテ會議定立スル各条左ノ如シ」とあるから、政府間協定であることが分かる。日本政府の閣議決定と裁可は1888年5月4日である⁸²⁾。

なお、通漁規則は1908年に全面改訂となるが、その場合の条約形式は、「日韓両国現在ノ關係上、特別協約的ノ形式を執ルコト好マシカラズ候ニ付、統監ト韓国政府トノ間ニ、単ニ公文ノ往復ヲ以テ決定スル」ことを小村外相が求め、閣議決定(10月1日)の通知を受けた副統監曾禰荒助が、10月31日、李完用首相あてに「漁業ニ関スル協定」Agreement between the Korean Government and the Residency-General of Japan regarding the Fishing Industry of the Subjects of Corea and Japan案を照会し、同日、李完用が「異議ナキ旨」を回答する、公文交換の第Ⅲ種形式により成立した⁸³⁾。

裁可を要せず「政府限りニテ締結スル」第Ⅲ種形式の条約件数はもっとも多い。内容的には(7)「日朝暫定合同條款」や(10)「第1次日韓協約」Agreementのような政治協定をはじめ、表示例にはないが、通商関係・土地(居留地)関係・海難救助関係・漁業関係など多岐にわたり、条約名称も条約・協約・約定書・取極書・覚書・往復文書(交換公文)など多様である。これらが政府間協定、今日の行政取極に近い形で締結されたのである。公表されない場合も少なくない。

「日朝暫定合同條款」は、日清戦争の契機となった「漢城ニ於テ両国兵ノ偶爾衝突ヲ興シタル事件〔1894年7月23日の日本軍による王宮占領事件〕ヲ治メ、茲ニ将来、朝鮮国ノ自由独立ヲ鞏固ニシ、且ツ彼此ノ貿易ヲ奨励シ、以テ益々両国ノ親密ヲ図ランガ為メ」7項目の総括的事項を決めた。「暫定」というのは、末文に「條款内永遠ニ循守ス可キ者ハ、後日、更ニ条約トシテ遵行ス可シ」としたからで、その意味で第Ⅲ種形式とし、「特命全權公使大鳥圭介」と「外務大臣金允植」が記名調印した協定である⁸⁴⁾。

日本人財務顧問の傭聘、日本政府が推薦する外国人外交顧問の傭聘、韓国政府の条約締結・外国人への特権付与等につき日本政府との事前協議などを決めた(10)「第1次日韓協約」が「第2次・第3次日韓協約」と異なり、天皇裁可を経ずに第Ⅲ種形式条約としたことに違和感があるが、それは既約の(9)「日韓議定書」第5条「両国政府ハ相互ノ承認ヲ經ズシテ、後來、本協約ノ趣意ニ違反スベキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得ザル事」および第6条「本協約ニ関連スル未悉ノ細条ハ、大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事」にもとづく行政的展開と見なしたためである。

付 枢密院への諮詢について

1888年4月30日公布の勅令により設置された枢密院は、天皇の最高諮問機関として重要な諮詢事項を審議し上奏したが、諮詢事項の一つに大権である条約締結がある。「枢密院官制」

(1890年10月7日改正)第6条「枢密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會議ヲ開キ意見ヲ上奏ス」の4に「列国交渉ノ条約及約束」がある。

しかし、すべての批准・裁可条約が枢密院に諮詢されたのではない。しかも「如何ナル種類ノ国際約束が枢密院ノ諮詢ヲ経ルコトヲ要スルヤ、又、公式令第八條ニ依リ公布スルコトヲ要スルヤ、實質的ニモ形式的ニモ之ヲ定ムルノ法規ナシ」⁸⁵⁾といわれるように、枢密院への諮詢は非法則的であり、恣意的にさえ見える。手続き的には、批准条約の場合でも、①批准前の諮詢、②批准後の諮詢、非批准条約の場合にも、③調印前の諮詢、④調印後の諮詢、⑤調印後に勅語のあるもの、⑥諮詢ではなく、調印後に報告されるもの、など多様である。

明治期に枢密院に諮詢された条約・関連事項は120件余りに上るが、これを内容的に区分すると、通商・関税(領事規則を含む)52件、郵便・電話29件、国際法18件、著作権・工業所有権等9件、政治協定3件、講和条約2件、領土・国境2件、その他11件である。

二度の条約改正を行ったこの時期に、国家間関係の基本である通商・関税条約関連件数がかつとも多いのは当然であるが、それに次いで郵便・電信条約が多く、通商・関税条約と合わせると81件で、総件数の64%を占める。

それに対して政治協定は、「清国義和団事変ニ関スル北京議定書及関係書類」(1901年12月7日)、「韓国併合ニ関スル条約」(1910年8月22日)、「日英同盟条約改定ニ関スル報告」(1911年7月15日)の3件に過ぎない。しかも北京議定書は小村外相の事後報告であり⁸⁶⁾、韓国併合条約は調印前の諮詢とはいえ、事実上は報告であった⁸⁷⁾。日英同盟協約改定もまた桂首相の経過報告と小村外相の説明があっただけである⁸⁸⁾。

その他、各国との政治条約は枢密院へ諮詢ではなく報告として処理された。たとえば「日英同盟協約」(第1回 Agreement of Alliance of 1902, 1902年1月30日調印, 第2回 Agreement of Alliance of 1905, 1905年8月12日調印, 第3回 Agreement of Alliance of 1911, 1911年7月13日調印)あるいは「日露協約」(第1回 Convention de 1907, 1907年7月30日調印, 第2回 Convention de 1910, 1910年7月4日調印, 第3回 Convention de 1916, 1916年7月8日調印)、「日仏協約・宣言書」Arrangement de 1907. Déclaration concernant l'Indo-Chine française, 1907年6月10日調印)。「高平・ルート協定」(1908年11月30日調印)などは、枢密院に対し勅語下賜、首相・外相の説明により伝達されただけである。

韓国植民地化過程における諸条約も諮詢されなかった。「日韓議定書」について、枢密院副議長久世通禧らの、政府が枢密院へ付議することを奏請しなかったことに対する政府失当を非難した上奏文は、前述の引用部分に続けて次のように述べている⁸⁹⁾。

「臣等、闕下ニ在リテ常ニ召命ヲ待チ、其ノ機宜ヲ失スルナカラムコトヲ期ス。当局ノ之ヲ諒トセザリシハ臣等ノ深く遺憾トスル所ナリ。顧フニ刻下ノ情形ハ実ニ曠古未ダ有セザル

ノ事体ニシテ、此ノ際ニ於ケル列国交渉ノ条約及約束ノ如キハ帝国安危ノ繫ル所、殊ニ至重至大ナルモノアリ。即チ当局ノ為ニ計ルモ、之ヲ枢機密勿ノ府ニ謀ルコトヲ請ハザルハ、憲法ノ趣旨ニ違ヒ、為政ノ慎重ヲ加フル所以ニ非ズ。臣等ハ成事ニ屑屑タラズト雖、将来ニ向テ此ノ悪例ヲ胎スノ漸ヲ杜絶セムコトヲ切望シ、更ニ憲法上至高ノ機関タル枢密顧問ノ職責ヲ曠クスルモノアルニ至ラムコト憂慮シ、遂ニ状ヲ具シテ以テ聞スルニ已ムコト能ハズ」

東久世らの上奏は、重要条約につき枢密院への諮詢を政府が奏請しなかったのは「憲法ノ趣旨ニ違ヒ、為政ノ慎重ヲ加フル所以ニ非」ざると非難し、こうした「悪例ヲ胎ス」ことのないよう要望したもののだが、以後の「第1次・第2次日韓協約」も枢密院への諮詢はもちろん報告さえされず、(14)「韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書」、(15)「韓国警察事務委託ニ関する覚書」なども諮詢されることなく、調印後に報告されるにとどまった。

内閣から独立し、「施政ニ干与スルコトナシ」（「枢密院官制」第8条）とされる枢密院に対し、天皇大権の執行を補弼する立場にある内閣が、政治条約などの審議を望まなかったとも言えるが、枢密院はそもそも条約の審議機関として機能する存在ではなかったのである。ただし、諸条約にもとづく植民地行政機構の制度構築の面では重要な役割を果たしたことを見逃すわけにはいかない⁹⁰⁾。

5. む す び

以上の条約締結手続き・条約形式の検証を通じて明らかになった諸事実にもとづいて、はじめに提示した本論文の課題に対する解答をまとめてみよう。

まず第1は、「外交権移譲のような重大事項は、当然前者〔正式条約 Treaty〕の形式を備えなければならない。しかしこれ〔第2次日韓協約〕には、(a)国家元首が代表（全権委員）を任命する委任状、(b)両国代表が署名した条約文〔調印書〕、(c)条約文に対する国家元首の批准書などがすべて整えられなければならない」にもかかわらず、「乙巳勅約〔第2次日韓協約〕は協定文〔調印書〕だけがあるのみで、全権委員の委任状や協定文に対する皇帝の批准書が発給されておらず、外交権移譲のような重要な事実を扱う外交協定としては要件不備である」という主張⁹¹⁾についての検討である。

李泰鎮教授は、外交権のみならず内政権移譲のような国家主権にかかわる条約は、すべて「正式条約」でなければならないという。また、李泰鎮教授のいう「正式条約」とは英文名称で Treaty が付される批准条約のことであるが、このような主張は定理化され得るだろうか。本論文の分析結果からの答えは否定的である。明治期日本の対外条約のうち第1種の批准条約の形式をとるのは、相手国の政体・制度・国内法との関連等にもよるが、条約内容から見て慣習的にそうであるのは、通商条約・講和条約・領土条約等であり、李泰鎮教授が立論の前提と

している外交権・内政権移譲条約が批准条約でなければならないことを裏付ける事例的根拠を見出すことはできない。むしろ政治条約は対韓条約だけでなく、イギリス・ロシア・フランス等との条約でも、批准条約を避け、裁可を要する政府間協定である第Ⅱ種形式条約を選択する傾向にあった。

第2は、李泰鎮教授が指摘する、1880年代までの日朝間条約締結に際して、日本政府は「その法的根拠を確実にに行おうとし」て「行き過ぎるほど」厳格に批准条約またはそれに準ずる条約締結を求めたのに対し、日清開戦以降は自ら条約成立の「要件」を無視し、法的に不当な、したがって源泉的に無効である（不成立の）侵略条約を韓国に強制した²⁾、という点である。

李泰鎮教授が、日本の朝鮮侵略が本格化する日清戦争を境として、それ以前の条約を「正式条約」とし、以後の条約を「破格」とするのは、両者の対照性を強調するための設定と見られる。本論文の検証から得た結論は、1880年代までの日朝間条約のうち、批准条約である第Ⅰ種形式をとったのは「日朝修好条規」とその続約との2件だけで、そのほかの主な条約は第Ⅱ種形式の政府間協定である。日清戦争以前の日朝間条約は批准条約が一般的で、国家元首の全権委任状発給、批准書交換が慣習的に成立していたと見ることはできない。

李泰鎮教授が非批准条約を批准条約と見誤ったのは、史料の誤読や拡大解釈によるが、誤認の根底に、第Ⅰ種条約と第Ⅱ種条約との区別が明確に把握されていないためのように思われる。それゆえ条約締結権者である天皇・皇帝が発給する全権委任状と自国政府が条約署名者に発する全権委任（文書とは限らない）とを混同したり、批准と裁可とが区別されない混乱に陥っている。教授の再考を期待したい。

本稿では、主として李泰鎮「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」（『世界』1999年3月号）を批判の対象に取り上げたが、李泰鎮教授の著作には、編著『日本の大韓帝国強占』（かち、1995年）、「日本の大韓帝国国権侵奪と条約強制——韓国併合不成立を論ずる——」（『韓国史市民講座』19輯・特集—日本の大韓帝国侵奪の不法性〈一潮閣、1996年8月〉）、「韓国併合は成立していない」上・下（『世界』1998年7・8月号）などがある。それらについての総括的な批判として「李教授「韓国併合不成立論」を再検討する」（『世界』1999年10月号）、「한국병합의 역사인식（韓国併合の歴史認識）」（『전통과 현대』1999年秋号）を公表したので、併せて読んでいただくとありがたい。

註

- 1) 金基奭「光武帝の主権守護外交・1905～1907年——乙巳勅約の無効宣言を中心として——」（金恵栄訳、海野編『日韓協約と韓国併合』〈明石書店、1995年〉所収）。
- 2) 李泰鎮「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」（『世界』1999年3月号）pp. 257-258
- 3) 同上 pp. 249-250

- 4) 外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』(1924年) p.1
- 5) 同上 (1936年) p.284
- 6) 海野「日本の韓国「保護」から併合へ——1907~10年を中心に」(『明治大学人文科学研究所紀要』45冊) pp.36-37
- 7) 同上論文 pp.34-36に「日米仲裁裁判条約」(1908年5月5日調印, 8月24日批准書交換)の場合の全権委任状, 条約調印書, 批准書, 批准書交換委任状を例示した。
- 8) 李泰鎮教授は, 私がかつて「全権委任状交付は, 諸事例から帰納的に推測すると, 開国・開港に当たったの修好通商条約, 戦争終結時の講和条約, 相手国と国交がなく大・公使を派遣していない時とか, 多国間条約を決定する国際会議出席の場合に限られる」と述べた(「韓国併合条約」無効論をめぐって」(『季刊・戦争責任研究』12号)所収)ことに対して, 「これから保護条約を抜かすのは決定的な間違いである」(前掲『世界』1999年3月号所収論文 p.258)と指摘しているが, 私の「諸事例からの帰納」は日本の場合についてであり, したがって保護条約は「第2次日韓協約」以外にないだけのことである。
- 9) 坂元茂樹「日韓は旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない」(『世界』1998年9月号) p.202
- 10) 『日本外交文書』40巻1冊 pp.122-124
- 11) 『日本外交文書』35巻 p.16
- 12)・14) 同上 pp.23-24
- 13) 同上 p.24
- 15) 『日本外交文書』40巻1冊 pp.57-58
- 16) 条約局第1課『条約ノ締結, 批准及び公布ニ関スル調書』(1936年) p.35
- 17) 『官報』掲載による第Ⅱ種形式条約公表で例外的な取り扱いは郵便条約である。その多くの名称は, 日本文では約定, 英文では Arrangement, Agreement 等とされ, 批准条項を有さないが, 『官報』では条約欄で公表された。
- 18) 『日本外交文書』38巻1冊 pp.59-63
- 19) 同上 p.58
- 20) 同上 pp.58-59
- 21) 宮内庁編『明治天皇紀』第10(吉川弘文館, 1974年) p.235
- 22)・23) 条約局第1課, 前掲『条約ノ締結, 批准及び公布ニ関スル調書』 p.9
- 24) 1965年11月5日の衆議院日韓条約特別委員会が藤崎条約局長は, 「日韓併合の際に失効いたしましたのは52件, この独立のときに失効いたしましたのは, 併合条約1件のみでございます」と答弁した。『衆議院の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議事録』11月5日 pp.1-2
- 25) 李泰鎮, 前掲「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」 p.260
- 26)・28) 同上 p.261
- 27) 同上 p.262
- 29)・30) 『日本外交文書』8巻 p.144, 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上(朝鮮総督府中枢院, 1940年) pp.422-423
- 31) 田保橋潔, 前掲書によると, 2月11日の第1回会商では「彼我全権委任状を検する暇もなく」(p.456), 「黒田・井上正副全権の全権委任状をも提示するに至らなかった」(p.459)と述べている。朝鮮側委員の全権委任状提示は2月20日のようである(『日本外交文書』9巻 p.100)。
- 32) 田保橋潔, 前掲書 p.502
- 33) 『日本外交文書』9巻 p.98
- 34) 同上 p.134
- 35) 同上 pp.221-224, 『近代日本総合年表』3版(岩波書店, 1991年)に「3.22 批准書交換」とあるのは誤りである。

- 36) 田保橋潔, 前掲書 p. 824
- 37) 『日本外交文書』15 卷 p. 194, 田保橋潔, 前掲書 pp. 664-665
- 38) 田保橋潔, 前掲書 pp. 665-666
- 39) 『日本外交文書』15 卷 pp. 297-298
- 40) 『日本外交文書』9 卷 p. 216
- 41) 同上 pp. 218-219
- 42) 同上 p. 218
- 43) 同上 p. 230
- 44) 田保橋潔, 前掲書 p. 590
- 45) 『日本外交文書』9 卷 pp. 274-283
- 46) 田保橋潔, 前掲書 p. 789
- 47) 同上 p. 806
- 48) 李泰鎮, 前掲「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」p. 261
- 49) 『日本外交文書』15 卷 pp. 294-296
- 50) 『日本外交文書』16 卷 pp. 281-282
- 51) 田保橋潔, 前掲書 p. 669
- 52) 『日本外交文書』16 卷 p. 261, p. 267
- 53) 『日本外交文書』18 卷 pp. 524-525, 田保橋潔, 前掲書 pp. 1045-1048
- 54) 『日本外交文書』18 卷 pp. 338-339, 田保橋潔, 前掲書 pp. 1049-1052
- 55) 『日本外交文書』18 卷 pp. 342-347
- 56) 李泰鎮, 前掲「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」p. 260 表 2
- 57) 海野, 前掲「日本の韓国「保護」から併合へ——1907~10 年を中心に——」p. 28 以下
- 58) 『日本外交文書』43 卷 1 冊 pp. 679-680
- 59) 条約局第 1 課, 前掲『条約ノ締結, 批准及公布ニ関スル調書』p. 43。調印後, 枢密院への報告に際しての勅語下賜は, 「第 1 回日英同盟協約」(1902 年 1 月 30 日調印) の場合が初例という(同書 p. 45)。
- 60) 『日本外交文書』37 卷 1 冊 pp. 346-347, 『明治天皇紀』第 10 pp. 649-651
- 61) 大韓民国教育部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』19 (1991 年) p. 506
- 62) 同上 pp. 466-467
- 63) 『明治天皇紀』第 11 (吉川弘文館, 1975 年) p. 107
- 64) 『明治天皇紀』第 12 (吉川弘文館, 1975 年) p. 262
- 65) 同上書 p. 287
- 66) 同上書 pp. 424-425
- 67) 海野, 前掲「日本の韓国「保護」から併合へ——1907~10 年を中心に——」p. 7。「第 3 次日韓協約」締結事情は同論文で述べた。
- 68) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上(原書房, 1965 年) p. 168
- 69) 「韓国ニ於テ第 2 回万国平和会議へ密使派遣並ニ同国皇帝ノ讓位及日韓協約締結一件」(外務省外交史料館所蔵「外務省記録」2-4-1-9, 『日本外務省特殊調査文書』37 (高麗書林, 1990 年) pp. 136-137
- 70) 『日本外交文書』38 卷 1 冊 p. 532
- 71) 同上 pp. 532-533
- 72) 同上 pp. 534-536
- 73) 同上 pp. 536-537
- 74) 同上 pp. 526-527
- 75) 坂元茂樹「日韓は旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない」(『世界』1998 年 9 月号) p. 200
- 76) 李泰鎮「韓国併合は成立していない」上(『世界』1998 年 7 月号) pp. 308-309

- 77)・78) 『日本外交文書』38巻1冊 pp.499-503
- 79) 『日本外交文書』19巻 p.371
- 80) 『日本外交文書』27巻2冊 pp.332-337
- 81) 陸奥宗光『蹇蹇録』(新訂版岩波文庫, 1993年) p.152
- 82) 『日本外交文書』22巻 p.371, pp.378-379
- 83) 『日本外交文書』41巻1冊 pp.773-775
- 84) 『日本外交文書』27巻1冊 pp.652-656
- 85) 条約局第1課, 前掲『条約ノ締結, 批准及公布ニ関スル調書』pp.4-5
- 86) 『枢密院会議議事録』9巻 pp.76-142
- 87) 同上12巻 pp.502-507
- 88) 同上14巻 pp.391-399
- 89) 『日本外交文書』37巻1冊 pp.346-347
- 90) 三谷太一郎「明治期の枢密院」(『枢密院会議議事録』15巻所収)
- 91) 李泰鎮, 前掲「韓国併合は成立していない」上 p.308
- 92) 李泰鎮, 前掲「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった」pp.261-262

(1999年9月27日受付, 1999年10月4日受理)

The Formalities and Procedures of Treaties in the Meiji Era
— Against Yi Tae-Jin's Claim on the Invalidity of the Treaty on
the Annexation of Korea to the Japanese Empire —

UNNO Fukuju

Professor Yi Tae-Jin, Seoul University, who has been claiming the invalidity of treaties written between Japan and Korea, such as the treaty on the annexation of Korea to the Japanese Empire, published his essay on one of Japanese magazines *Sekai*, entitled 'Re-examination on the invalidity of the treaty on the annexation of Korea to the Japanese Empire —Only treaties regarding Japan's invasion into Korea were against formal procedures —'.

In his essay, he states that a treaty regarding a transfer of one nation's sovereignty to another should have had a formal approbation, and that, therefore, those forced by Japan were invalid due to their lacks of formalities. His assertion, however, appears not to be supported by concrete evidence.

In this essay, I will criticize his view by making clear the formalities and customary procedures which were followed when Japan and other countries concluded treaties in the Meiji era, and I will prove the treaties between Japan and Korea to be formally valid, despite the unfairness of their contents.

Keywords: Treaty Regarding the Annexation of Korea to the Empire of Japan, Korean Empire, Meiji era, Treaty